

令和7年度 介護保険施設等集団指導 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

- 1 運営指導における主な指摘事項
- 2 令和7年度運営指導の重点事項（13項目）

鹿児島市 指導監査課



対象サービス

【通所介護】

【通所リハビリテーション】

【地域密着型通所介護】

【認知症対応型通所介護】

【介護予防・日常生活支援総合事業（通所）】

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

運営規程の内容に記載不備がある。

運営規程に定めておくべき事項は、運営指導の際に提出していただく自己点検表に記載してありますので、参考にしてください。
(市ホームページに掲載※)

運営規程をご確認いただき、内容に記載不備がある場合は是正し、運営規程の変更届を、市長寿あんしん課へ提出してください。

(※市ホームページ>健康福祉>指導監査>自主点検表・事前提出資料など)



◀QRコード

(介護保険施設等)



◀QRコード

(地域密着型サービス)

・勤務表に、従業員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係を明確にしていない。

・月ごとの勤務表を作成していない。

・事業所ごとの勤務表を作成していない。

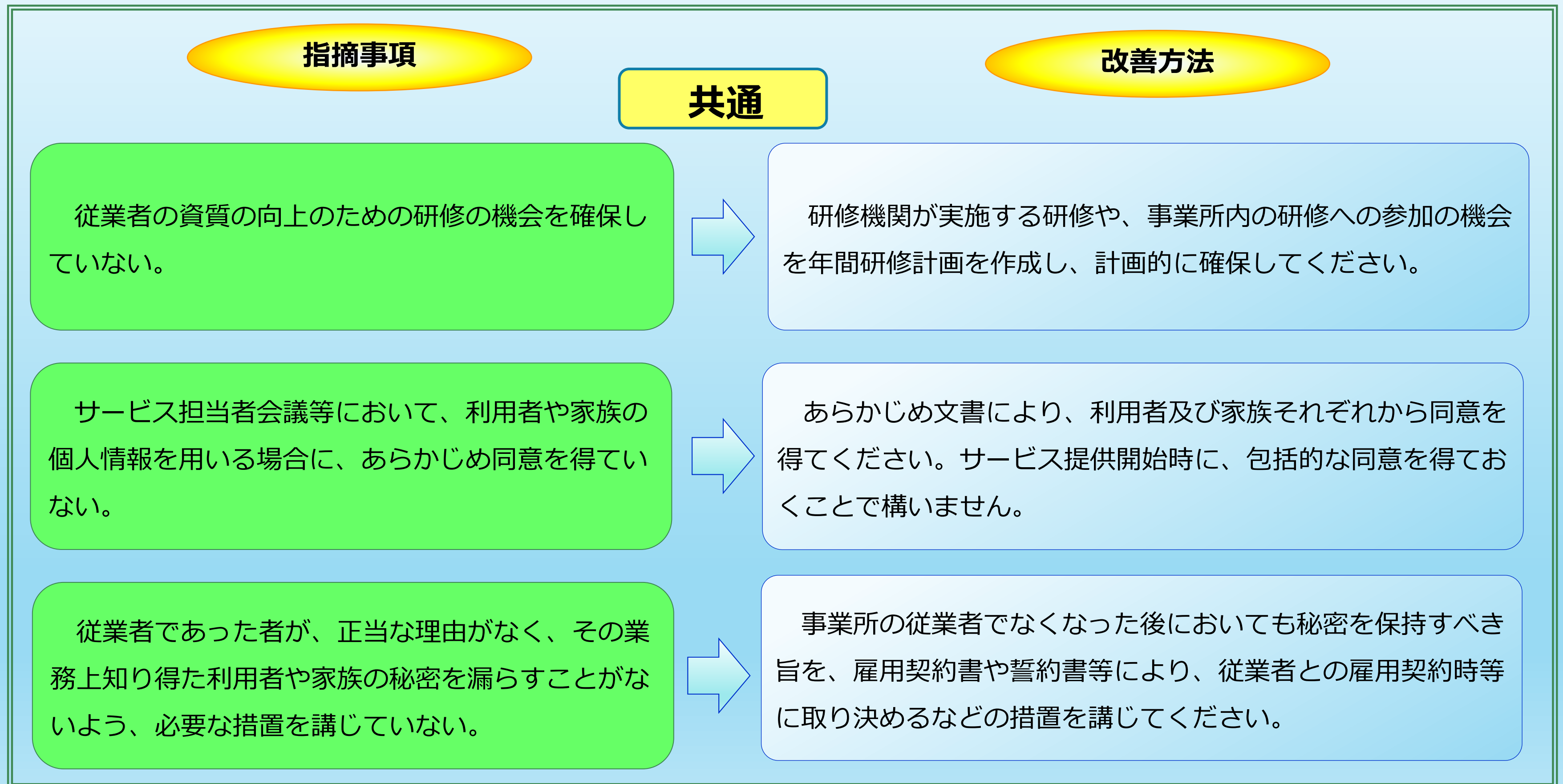
勤務表は、事業所ごとに、原則として月ごとに作成し、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、人員基準上必要とされる従業員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

※勤務表の内容に不備がないか確認してください。

当該事業所の従業者であることが確認できない。

雇用契約書又は辞令等により、当該事業所の従業者であることを明確にしてください。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）



1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

秘密保持等について
サービス担当者会議等において、利用者や家族の個人情報を用いる場合に、あらかじめ同意を得ていない。



あらかじめ文書により、利用者及び家族それぞれから同意を得てください。サービス提供開始時に、包括的な同意を得ておくことでも構いません。

変更の届出がされていない。
・平面図が実態と異なっている。



平面図の変更のほか、事業所の名称及び所在地、管理者、運営規程等に変更があった場合も届出が必要になります。変更があった場合は、市長寿あんしん課へ変更後10日以内に、変更届を提出してください。

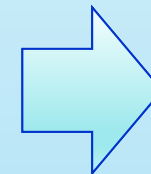
1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

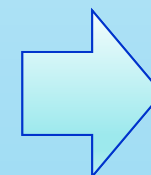
改善方法

- ・ 非常災害に関する具体的計画を立てていない。
- ・ 非常災害に関する具体的計画の内容について、従業者や利用者に分かりやすく事業所内に掲示していない。



立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に関する具体的計画を立て、分かりやすく、事業所内に掲示してください。

当該事業の会計とその他の事業（有料老人ホーム等）の会計が区分されていない。



当該事業の会計と、その他の事業の会計は区分してください。

個別機能訓練加算について、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を配置していない日に算定している。



理学療法士等から直接機能訓練の提供を受けた利用者のみが、当該加算の算定対象となります。配置していない日は加算の請求はできませんので、介護報酬請求の際にはご確認ください。
※配置していない日に算定している場合は過誤調整の対象となります。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

居宅サービス計画に沿ったサービスを提供していない。



ケアプランに位置付けのないサービスを提供している事例が見受けられます。ケアマネージャーと連携を図り、必要性を確認した上で、ケアプラン及び個別サービス計画へ位置付け、その計画に沿ったサービスを提供してください。

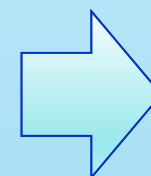
1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

個別サービス計画に位置付けられていない屋外サービスを提供している。



事業所の年間行事として屋外サービスに参加している事例が見受けられます。サービスの提供は、個別サービス計画に位置付けた上で効果的な機能訓練等の目的を持ち行ってください。

また、利用者にとって必要性のあるサービスについてケアプランに位置付けがない場合はケアマネジャーへ報告し、ケアプランの見直しやサービス内容を追加するなど連携を図ってください。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

個別サービス計画を作成していない（期間がある）。



管理者（通りハにおいては医師等の従業者）は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、個別サービス計画を作成してください。ケアプランの更新・変更時、介護認定の区分変更時などに個別サービス計画の未作成が見受けられます。

また、ケアマネジャーと連携し、ケアプランや事業所のアセスメントに基づいて、サービスや期間の切れ目がないように個別サービス計画を作成してください。

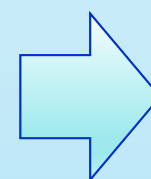
1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

改善方法

個別サービス計画に具体的なサービスの内容を記載していない。



個別サービス計画には、事業所で提供する具体的な内容（例えば、軟膏塗布・看護師による医療行為・服薬管理・介助・入浴の提供など）を記載してください。

既に作成されている居宅サービス計画の内容に沿って個別サービス計画を作成していない。



ケアプランの内容を確認し、個別サービス計画を作成してください。

また、ケアプランのサービス内容と事業所で提供するサービス内容に相違がある場合は、担当のケアマネジャーと連携を図り、必要性を確認した上で、計画を作成してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

サービス提供に関わる従業者と共同して作成していない（確認できない）。

- ・ 個別サービス計画の内容について利用者や家族に対して説明し、同意を得、利用者へ交付していない（確認できない）。
- ・ 利用者や家族への説明・同意・交付がサービス提供日より遅れている。
- ・ 個別サービス計画の作成がサービス提供開始日より遅れている。

共通

改善方法

個別サービス計画は、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成してください。また、従業者で協議した内容を記録に残してください。

管理者（通リハにおいては医師等の従業者）は、個別サービス計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得、当該計画を利用者に交付してください。その際は、行ったことを客観的に確認できるよう、記録等に残してください。

また、個別サービス計画の作成及び当該計画の説明・同意・交付については、サービスの提供開始日までに行ってください。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

共通

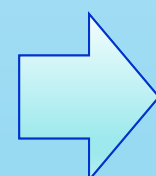
改善方法

個別サービス計画に従ったサービスの実施状況や目標の達成状況（通リハにおいてはその評価）の記録を行っていない。



実施状況のみ記録されている事例が見受けられます。個別サービス計画作成後、従業者は、当該計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況（通リハにおいてはその評価）の記録を行ってください。

サービスを提供した際に、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況、必要な事項（サービス提供時間）を記録していない。



サービスを提供した際は、個別サービス計画に基づき提供した具体的なサービス内容（例えば、軟膏塗布・服薬介助・機能訓練・看護師による医療処置など）及び利用者の心身の状況等を記録し、ケアマネージャーや家族等との情報共有や評価につながる内容を残してください。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

改善方法

通所介護、地域密着型通所介護

（通所介護、地域密着型通所介護）

従業者の員数について

- ・生活相談員がサービスを提供している時間帯にいない日がある。
- ・看護職員の配置がない日がある。（地域密着型通所介護は定員11人以上の場合）
- ・看護職員が単位ごとに配置されていない。
- ・介護職員の員数が必要数確保されていない日がある。
- ・機能訓練指導員を置いていない。



事業所に置くべき、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員の員数を配置してください。

※従業者の日々の配置状況に、不足がないか確認をお願いします。人員基準欠如減算に該当する場合がありますので、ご注意ください。

1. 運営指導における主な指摘事項（通所系サービス）

指摘事項

改善方法

通所介護、地域密着型通所介護

（通所介護、地域密着型通所介護）

同一建物減算について

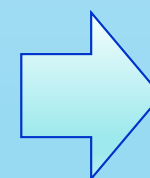
事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対し、サービスを行った場合に、減算していない。



事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から通う利用者に対し、サービスを行った場合には、減算となります。介護報酬請求の際にはご確認ください。
※減算していない場合は過誤調整の対象となります。
※同一建物内に居住する利用者がある場合は、ご確認をお願いします。

（地域密着型通所介護）

- ・運営推進会議を設置していない。
- ・運営推進会議をおおむね6月に1回以上開催していない。
- ・運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を公表していない。



運営推進会議を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞き、そのことを記録し、公表してください。

2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（1）利用者の安心・安全の確保（5項目）

- ① 「虐待防止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）はあるか。
- ② 「身体拘束廃止」に向けた取り組み（委員会の開催・指針の整備・研修・理解）や手続きは適正か。※1
- ③ 非常災害に対する備え（災害の種類や立地環境に応じた個別計画の作成、避難経路の確保及び訓練の実施、従業員への周知）は適切に行われているか。※2
- ④ リスクマネジメント（感染症対策、業務継続に向けた取組、事故発生時及び緊急時対応、苦情対応）は適切か。
- ⑤ 医療行為がある場合、有資格者により適切に行われているか。※3

※1 ②は、計画系・訪問系・通所系・福祉用具系については、委員会の開催
指針の整備・研修の取り組みは対象外

※2 ③は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外

※3 ⑤は、計画系・福祉用具系は対象外



2. 令和6年度 運営指導の重点事項（13項目）

（2）サービスの質の確保・向上（一連のケアマネジメント・プロセスに関する理解の促進）

（2項目）

- ① 利用者の希望・置かれた環境等に沿った計画が作成されているか。
- ② 計画に沿ったサービスが提供されているか。



2. 令和7年度 運営指導の重点事項（13項目）

（3）人員基準・定員の遵守及び勤務体制の確保（3項目）

- ① 人員基準（必要資格、研修の修了含む）を満たす員数が確保されているか。
- ② 定員の遵守に関する認識を持ち、定員を超える場合は適切な措置がとられているか。 ※1
- ③ 勤務表等により勤務体制が確保されているか。

※1 ②は、計画系・訪問系・福祉用具系は対象外



（4）介護報酬の適正な取扱い（3項目）

- ① 不正な請求（故意・過失に拘わらず、サービス提供事実と異なる請求）を行っていないか。
- ② 算定基準（関係告示・通知等）に適合し、要件を満たした場合に算定しているか。
- ③ 減算すべき基準に適合する場合、適正に減算しているか。

